

鋸南町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 取組方針の策定の目的

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、その職務の内容や性格が民間事業の従業員に比べ高額ではないかとの厳しい指摘や批判がなされているところであり、このようなことから、技能労務職員等の給与について総合的な点検をし、適正な給与制度の確立と運用をすることが必要であることから、このような取組方針を策定いたしました。

2 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

(単位:円)

区 分	公 務 員				民 間			(A) / (B)
	職員数	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	対応する民 間の類似 職 種	平均年齢	平均給与 月 額 (B)	
鋸南町	12人	49.1歳	222,241	237,792	—	—	—	—
学校給食員	2人	40.1歳	215,728	217,068	調理士	43.1歳	282,300	0.77
用務員	4人	57.1歳	223,900	227,460	用務員	53.9歳	227,200	1.00
その他	6人	47.1歳	223,666	250,389	—	—	—	—
千葉県	899人	49.4歳	330,096	380,128	—	—	—	—
国	5,193人	48.8歳	325,724	—	—	—	—	—
類似団体	8人	49.4歳	302,249	325,327	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～平成18年の3ヵ年)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 ～ 以上
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
学校給食員						1	1					
用務員									1		1	2
その他							2		4			

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一）を適用

イ 技能労務職員の特殊勤務手当

現行、支給基準はありません。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に4号級（55歳以上の職員にあつては2号級）を標準として昇給する。

3 基本的な考え方

技能労務職員の給与が民間の事業者に比べ低い水準となっているため、給与面における見直しは実施いたしません。職員数については、原則として退職者不補充を前提としていきます。

4 具体的な取組内容

(1) 定員について

平成20年度より病院事業について指定管理者制度を導入し、調理員等の定員を削減いたします。

平成20年度より学校給食センターの調理部門を民間委託することにより、調理員の定員を削減いたします。

5 その他

本町では、現在、臨時職員での対応や、業務の一部について既に民間委託をしています。

今後も、民ができるものについては官から民へ移行し、事業の委託や指定管理者制度の活用を検討していきます。